

○逗子市議会議員政治倫理条例

平成 26 年 2 月 19 日
逗子市条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、逗子市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与するために、規律の基本となる事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。
- (5) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。

(市民の調査請求権)

第 4 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 18 条に定める選挙権を有する市民は、議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。

(審査会の設置等)

第 5 条 議長は、調査請求を受けたときは、逗子市議会議員政治倫理審査会(以

- 下「審査会」という。)を設置しなければならない。
- 2 審査会は、委員 10 人以内をもって組織する。
 - 3 審査会の委員は、議員のうちから、議長が指名する。
 - 4 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
 - 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(政治倫理基準違反の審査)

- 第 6 条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否又は政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、当該議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
 - 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の合意により非公開とすることができる。
 - 4 審査会は、第 1 項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。
 - 5 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない。

(議員の協力義務)

- 第 7 条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果の尊重)

- 第 8 条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

- 第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。